

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
横浜市監査委員職務執行者	松 本 研
同	今 野 典 人

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和5年4月10日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「港の見える丘公園で、2023年に入ってから改良工事が行われ、3月末頃に完了しました。」が、「完成したエリアを見ると、明らかに税金の無駄遣いでした。」と主張していることから、2023年3月末頃に完了した「港の見える丘公園の改良工事」に関する財務会計上の行為について摘示しているものと認められます。

しかし、請求人は、当該改良工事について、「回遊性と利用性の向上にまったく寄与していないので、ただの税金の無駄遣いである。市民や観光客のための工事でもなく、業者のための工事だったということが明らかだ。」と主張しているものの、当該財務会計上の行為が違法又は不当である理由を摘示しているとは認められません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。